

## 私道の整備費用を一部補助

令和6年度に工事を計画している団体は、事前に相談してください。

●**申請** 8月31日(※)までに道路課(☎025・520・5771)または各総合事務所

### ●対象道路

不特定多数の人が通り、将来にわたり通行することが見込まれる幅員2・5メートル以上(道路改良工事の場合は1・8メートル以上)の道路で、次のいずれかに当てはまる道路。

○道路の両端が公道に接続しているもの ○道路の一端が公道に接続し、ほかの一端が幅員2・5メートル以上の私道に接続しているもの ○道路の一端が公道または幅員2・5メートル以上の私道に接続し、他の一端が学校、保育園、そのほかの公共施設に通じているもの ○道路の一端が公道に接続し、当該私道の利用戸数が3戸以上の袋小路

### ●対象工事

○舗装新設工事 ○側溝改良工事 ○道路改良工事(工事の設計費および土地の分筆登

記費を含み、用地取得費および物件補償費を除く) ○舗装修繕工事(舗装工事完了後、5年以上経過しているものに限る)

●**費用** 補助金額Ⅱ工事に要する費用または市が定める補助基準額のいずれか低い額の40パーセント以内(限度額100万円)

## 森林に関する届け出

森林法により、下記の場合は届け出が義務付けられています。

### ●所有者の届け出

●**個人**、法人を問わず、売買や相続、贈与、譲渡などにより森林の土地を新たに取得した人 ●**土地**の所有者となつた日から90日以内に、問合せ先または各総合事務所

### ●伐採および造林の届け出

●**対地域森林計画**の対象となっている民有林を伐採する場合は集約先総合事務所

●**農林水産整備課**(☎025・520・5759)

## 木造住宅の耐震化に関する支援事業(無料耐震診断)

昭和56年5月以前の多くの建物は耐震性が低く、老朽化も進んでいます。昨年、県内の地震被害想定が見直され、市内の沿岸でも新たな震源地が加わり、対象地域が広がりました。市では耐震診断員を派遣し、無料で専門的な耐震診断をしています。診断結果を受け、日頃から地震に備えて自らの身を守るきっかけにしませんか。

### ●次のいずれも満たす住宅

・昭和56年5月31日以前に着工された住宅  
・木造一戸建ての個人住宅で自ら居住している住宅  
・2階建て以下の住宅  
・木造軸組工法で建てられた住宅

●**定** 8件(抽選) ●**申** 申込書を4月3日(※)〜5月12日(※)までに建築住宅課(☎025・520・5783)へ。申込書は、建築住宅課、各総合事務所、南・北出張所にあるほか、市ホームページからダウンロードできます。

※予算額に達しない場合は、11月30日(※)まで申込順で受け付けます。

## 就学援助制度

経済的に困りで要件を満たすご家庭に小・中学校でかかる就学費用の一部を援助します。学校から配布する案内をご覧ください。

●**時** 4月認定分の申請期限Ⅱ4月28日(※)(5月以降も随時受け付けますが、申請月分からの援助となります) ●**申** 通学している小・中学校、学校教育課、各総合事務所の教育・文化グループ、南・北出張所

●**問** 学校教育課(☎025・545・9244)

## 子ども交流活動支援事業補助金

子どもが主体となつて企画や運営を行う活動などを支援します。

●**対** 申請日から令和6年3月末までに行う、町内の子ども会、地区子ども会連絡協議会、地域青少年育成会議または文化

活動団体など ●**他** 補助金額Ⅱ補助対象経費×補助率(50または100%) 1団体につき上限1万円、10団体以上または参加者募集範囲により上限10万円 ●**問** 令和6年2月29日(※)までに社会教育課(☎025・545・9245)または各総合事務所

## 歴史的建造物などの整備を支援

上越市歴史的建造物等整備支援事業補助金を利用し、令和6年度に着工を希望する事業の相談を受け付けます。

●**対** 市内の歴史的建造物などを所有する人または団体で、保全・改修後の建造物などを活用して主体的なまちづくり活動を行い、地域のコミュニティ形成に資するもの ●**他** ○支援内容Ⅱ市内にある歴史的建造物や近代産業の形成と発展に重要な役割を果たした施設、構築物などの保全、改修整備事業に要する経費 ○補助率Ⅱ対象経費の4分の3以内(限度額は750万円) ●**問** 8月31日(※)までに文化行政課(☎025・545・9269)

